令和８年１０月１６日	資料１
令和８年度第２回 峡南地域医療構想調整会議	

病床数適正化緊急支援事業の実施について

山梨県福祉保健部医務課

1. 病床数適正化緊急支援事業の概要

（1） 経緯

- 国は、医療機関の入院医療の継続が困難な状況を鑑み、R6年度補正予算において「病床数適正化支援事業」を計上。
  病床数の適正化を図るために病床削減を行う医療機関に対し、削減病床1床あたり4,104千円の支援を実施。
  （令和7年度に事業開始。本県では同年度中に12病院136床の削減を実施）
- 国は、令和7年度補正予算において、引き続き「病床数適正化緊急支援事業」を計上し、令和8年度事業として国要綱に基づき、本事業を実施することとなった。

（2） 令和8年度事業の概要

事業目的	効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援
支給対象	病院（一般・療養・精神病床）、有床診療所
支給要件	令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、病床数の削減を行う（行った）医療機関 ※この他、令和7年度事業や国の調査において事業計画等を提出するなどして昨年度中に国に削減以降を示した上で、削減を行った医療機関等においては、一部令和6年12月17日以降に削減した病床も支給対象となる。
給付額	削減した病床1床につき 4,104 千円（ただし、休棟の休床の場合は2,052 千円）
給付までの流れ	【医療機関】交付申請 ※今年度複数回の申請受付予定 ⇒ 【都道府県】申請内容を審査⇒国（基金管理団体）へ提出 ※協議が必要な案件は地域医療構想調整会議で協議 ⇒ 【基金管理団体】申請内容審査・給付金交付

（3） 地域医療構想調整会議への協議が必要となる案件について

- 以下の場合に該当する案件は、地域医療構想調整会議において地域医療への影響等について協議することとされている。

①削減により入院医療の受け入れを停止する場合
②現に患者が入院している病床を削減する場合
③病床数をあわせて100床以上削減する場合
④その他、都道府県において議論が必要と認める場合
※令和7年12月16日以前に既に削減された病床は協議不要（国Q&Aより）

本日は、当該医療圏の各医療機関の申請意向の状況を共有（報告事項）するとともに、協議が必要な案件について、委員の皆様のご意見を伺いたい（協議事項）。
※今回峡南医療圏においては報告事項のみとなります。

2. 申請医療機関の状況について

➢ 峡南医療圏の医療機関から、下表のとおり本事業の申請意向が示された。

(1)圏域全体の状況

申請状況

申請医療機関数	1 医療機関
削減病床数	６０床

削減病床の内訳(病床種別)

病床種別	病床数
一般病床	６０床
療養病床	０床
精神病床	０床
計	６０床

削減病床の内訳(病床区分)

病床種別	病床数
急性期	６０床
回復期	０床
慢性期	０床
精神病床	０床
休棟中等	０床
計	６０床

削減対象病床の状況(稼働状況)

病棟の状況	削減病床の稼働状況	病床数
稼働病棟	稼働病床	６０床
	非稼働病床	０床
休棟	休床	０床
計		６０床

(2)申請予定医療機関一覧(病棟別に掲載)

医療機関名	削減病棟	病床稼働率	病床種別	病床区分	許可病床数	削減病床数	削減病床の稼働状況	削減病床の入院患者の有無	削減時期	協議要否
飯富病院	2階病棟	52.9%	一般	急性期	60床	60床	稼働病床	あり	R9.3	協議済※

※飯富病院については、令和6年6月に「地域医療連携推進法人みなみやまなし」を設立し、令和9年4月に身延山病院、飯富病院、南部・万沢診療所の1病院3診療所へ再編統合する予定。
再編により、身延山病院に入院や救急、一部の外来機能を集約し、飯富病院は無床診療所化し、1病院3診療所を一体的に運営する中で、医療資源を地域全体で最大限効率的に活用し各施設の適切な機能分化・連携強化を図ることとしている。

上記申請については、県において認定後、国の審査等、所定の手続を進めていく。